

船橋市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 5月 7日

船橋市監査委員 中 村 章
同 齋 藤 弘 之

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
建築部 建築課	平成31年3月18日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[要望事項] 今回の現場は、建築工事のほか電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事が分離発注されていることから、これら元請施工業者を統括する統括安全衛生責任者として建築工事の現場代理人が指名されていた。 現場において、労働災害の有無、技能者の新規入場及び資格証の携帯や健康診断等のチェック状況など安全衛生の確保状況を確認した。 全国的に建設工事における労働者不足や高齢化が問題となっており、労働災害が懸念されることから、現場での安全衛生管理は重要と考えられる。 市発注工事について、発注者として受注者に対して、労働安全衛生法関係法令を遵守することの指導はもちろんのこと、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを確認するなど、さらなる労働安全衛生の確保に配慮することを要望する。	左記要望事項のとおり、建設技能者の高齢化や、それに伴う労働安全衛生管理については現場監理における重要事項であるため、今後は受注者に対して、高齢作業員の新規入場時の受け入れ管理や、作業場所での適正配置について、引き続き確認を行っていく。